

各州の「必要なビジネス」に関する問合せ先

(4月10日更新)

以下の各州では州全体に自宅滞在命令が発出され、命令の例外を認める「必要なビジネス」という考え方が出てきています。基本的には、各州の命令での規定を確認していただき、法律事務所等とご相談いただきながら各自でご判断していただくことで差し支えないと思いますが、自らのビジネスについて「必要なビジネス」に該当するか否か判断にお悩みであれば、各州が以下の問合せ先やフォームを設けていますので、そちらまでお問合せください。

- イリノイ州 <https://coronavirus.illinois.gov/s/stay-at-home-faqs>

TEL: 1-800-252-2923

Email: CEO.support@illinois.gov

- インディアナ州 <https://www.in.gov/gov/3232.htm>

TEL: 1- 877-820-0890

Email: covidresponse@iedc.in.gov

※なお、当館と同州経済開発公社とのやりとりの中で、自宅滞在命令において「必要なビジネス」として規定されている範囲は極めて柔軟であり、「必要なビジネス」と見做されるかについては各自で最善且つ誠実な判断していただきたいと各企業にはお願いしているところである、したがって申請等を行っていただく必要はないとの説明がありました。同規定内容を見ても判断に困る点があった場合、上記問合せ先に連絡していただきたいとのことです。

- ミネソタ州 <https://mn.gov/deed/newscenter/covid/business-exemptions/>

問合せフォーム:

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=RrAU68QkGUWPJricIVmCjPs4axa9i_hLk4QaNi-IEsxUQTVBTFg0OVIVTVRXWDIIWEVBUUhFWUIONCQIQCN0PWcu.

- カンザス州 <https://governor.kansas.gov/keff/>

Email: KEFF@ks.gov

又は問合せフォーム: <https://appengine.egov.com/apps/ks/gov-essential>

- ウィスコンシン州 <https://wedc.org/essentialbusiness/>

問合せフォーム(リンク先の一番下にあり): <https://wedc.org/essentialbusiness/>

●ミズーリ州 <https://ded.mo.gov/content/stay-home-order-business-guidance>

適用免除申請フォーム: <https://ded.mo.gov/essential-business-waiver-requests>

州の規定する「必要なビジネス」に該当しない場合も、人数(1か所に10人以下)および距離(各個人が6フィート以上離れる)の条件が充足できる場合は営業可能です。この条件が満たせない場合でも、公衆の衛生や安全にとって必要なビジネスであるという説明を付して上記フォームで適用免除を申請することができます。

ただし、ミズーリ州では各自治体が独自に条例等を定めることを妨げていないので、自治体によってはより厳しい制約を設けている可能性があります。事業所の立地する自治体がそのような条例等を定めていないかも合わせてご確認ください。